

第 24 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第 24 回宮古市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 27 日、第 24 回総会は市役所 2-1 会議室に招集された。

1. 開会日時 令和 5 年 4 月 27 日(木)午後 1 時 30 分
2. 閉会日時 令和 5 年 4 月 27 日(木)午後 2 時 03 分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8 名)

3 番 竹野 牧子 委員	4 番 山崎 安人 委員	5 番 中野 正隆 委員
6 番 福士 永輝 委員	7 番 去石 徹 委員	8 番 畠山 一伸 委員
9 番 阿部 剛夫 委員	10 番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1 名)

2 番 古舘 秀巳 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 佐々木 俊彦
次 長 小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について
- 議案第 3 号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第 4 号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第 5 号 令和 5 年度宮古市農業委員会事業計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

本日は、2番古舘委員から欠席の連絡がありました。
現在、委員9名中8名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第24回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章4番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章4番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には3番竹野委員と4番山崎委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)
今月の受理件数は4件で、取得事由はすべて相続であり、農業委員会によるあっせんの希望はございません。
それでは4月分届出合計を読み上げて報告といたします。3ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長
(議案第1号)

ないようですので、次に日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

小野寺次長

それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺次長。

議案書の4ページをお開き願います。

(議案第1号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。申請地所在図は1ページ、資料はNo.1でございます。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のNo.1をご覧ください。

去る4月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の澤口委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。

2 権利移転の理由でございますが、譲り受け人は(8)受贈、譲り渡し人は①自作地無償所有権移転で、30 その他の「10年ほど前に転出し農業経営していないため、有効活用されるよう譲受人に贈与するもの」でございます。

裏面をご覧ください。3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)の移動する権利の種類は移転、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)の農地法第3条第2項該当の有無につきましては、法改正により、本年4月1日から下限面積要件が除かれて6項目となっており、審査の結果は、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお地区担当推進委員の澤口委員は、異議がないとのことでございました。以上で説明を終わります。

議 長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番山崎です。事務局の説明のとおり現地を確認して参りました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

付議番号2番についてご説明いたします。申請地所在図は2ページ、資料はNo.1の2でございます。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のNo.1の2をご覧ください。

去る4月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の澤口委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。

2 権利移転の理由でございますが、譲り受け人は(3)新規取組み、譲り渡し人は①自作地有償所有権移転で、14 その他の「農地を相続したが農業経営していないため、有効活用されるよう譲受人に譲渡するもの」でございます。

裏面をご覧ください。3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては(1)の移動する権利の種類は移転、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)の農地法第3条第2項該当の有無は、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお地区担当推進委員の澤口委員は、異議がないとのことでした。以上で説明を終わります。

議 長

次に、月当番4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番山崎です。事務局の説明のとおり何ら問題ないと確認して参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。福士委員。

6番福士委員

6番の福士です。面積も結構大きいですが、野菜を作るみたいですが、新規となっていますが、どんな野菜をというよりも、今この土地はこれまで作られていた土地ですか。耕作放棄地ですか。1番もちよっとついでに教えてください。要するに現況がどういう土地なのか。

議 長

小野寺次長。

小野寺次長

付議番号1番の農地ですが、譲受人がすでに耕作できるような状態に整地しています。なお■■■の農地につきましては、昨年11月の利用状況調査において2号遊休農地と判定されておりました。

付議番号2番の農地ですが、譲受人は■■■で、すでに所有する農作業機械で整地を始めているようです。なお■■■の農地は、昨年11月の利用状況調査において2号遊休農地と判定されておりました。

議 長

委員に申し上げますが、質疑については付議番号ごとをお願いします。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、これで付議番号2番の審議を終わります。以上で議案第1号の審議を終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長
(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の5ページをお開き願います。

(議案書の議案第2号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2をご用意願います。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2をご覧願います。

4月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の上須賀委員、事務局で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは該当はございません。

2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当はございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当はございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番山崎です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。何ら問題ないものと思っております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の5ページをご覧願います。

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナン

バー2の2をご用意願います。

(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2の2をご覧願います。

4月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の戸花委員、事務局で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(6)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(7)、(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の戸花委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番山崎です。ただいまの事務局の説明のとおり確認して参りました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成でございます。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。

議 長
(議案第3号)

次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の6ページをご覧ください。

(議案書の議案第3号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー3をご用意いたします。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3をご覧ください。

4月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の上須賀委員、事務局で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番の山崎です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について、事務局より説明願ひます。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

付議番号2番についてご説明いたします。

(議案第3号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の2をご覧ください。

4月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の上須賀委員、事務局で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございます。農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。

	説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。
4番山崎委員	4番の山崎です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 竹野委員。
3番竹野委員	3番竹野です。この■■■の現地がどの辺になるのかわからないので教えてください。
議 長	佐々木事務局長。
佐々木事務局長	地区としては■■■になります。■■■に近いところです。
議 長	そのほかございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。 以上で議案第3号の審議を終了いたしました。 これより、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長	全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
議 長 (議案第4号)	次に、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。小野寺次長。
小野寺次長	議案書の7ページをご覧ください。 (議案第4号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)

議長 長 ないようですので、これで議案第4号の審議を終了しました。
これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」
を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 長 (議案第5号) 次に、議案第5号「令和5年度宮古市農業委員会事業計画を定めること
について」を議題といたします。
事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長 議案書は8ページをお開き願います。併せて、資料ナンバー4をご用意願
います。
(議案第5号を議案書の朗読により説明)
資料ナンバー4をご覧ください。
令和5年度の宮古市農業委員会事業計画(案)でございます。1は事業方針
でございます。
(1 事業方針を朗読して説明)
2の各事業でございます。これは各事業の年間計画でございます。
アの総会の開催、審議から、シの全国農業新聞の購読数の拡大までの12項
目について掲げているものでございます。事業方針、各事業について昨年度
との変更点でございますけれども、1の事業方針につきましては、3行目と4
行目に記載しておりますとおりに、地域計画が市町村の義務となっております。
その地域計画に関わって農業委員会としては目標地図の素案を作成すること
が農業委員会の役割となっているところでございます。この3行目、4行目
についての部分が昨年度と大きく違うところでございます。2の各事業につ
きましても、ウの農地利用最適化のための活動のところの一番右のところ
にあるとおりに目標地図作成のための情報収集というふうに記載しております
けれども、今後どのように目標地図を作成していくのかは今後の取り組みとな
っているものでございます。この部分を新たに加えているところでございま
す。
また、カのところでございますが、農地利用最適化推進委員の選任手続き
というのを今年度加えております。農地利用最適化推進委員の任期は農業委
員の任期と同じでございまして、令和6年6月5日までとなっております。
農地利用最適化推進委員の選任は、農業委員会が行うこととなっております
ので、この委員の選任手続きを事業として加えているところでございます。
内容といたしましては、10月に広報掲載をいたしまして、11月から募集を行
っていくものでございます。そして3月に評価委員会を開催して選任手続き
を進めていこうとするものでございます。以上が事業計画の主な内容でござ
います。
よろしくご審議のほうお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、議案第5号の審議を終了いたします。
これより、議案第5号「令和5年度宮古市農業委員会事業計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第24回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後2時03分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 竹野 牧子

署名委員 山崎 安人